

移住・ご結婚された皆様へ

町の 支援金、支援事業 をお知らせします！

※転勤や進学による異動は対象外となります。

就業目的移住者支援金

1

- R5.3/1～R6.2/28までに町外から転入
- 新しく小国町で企業に就職、もしくは起業
- 本町に3年以上定住する意思がある

すべての条件に
該当する方に
5万円を
交付いたします！

子育て移住者支援金

詳細は下記記載の担当にお問い合わせください。

2

- 高校3年生以下の子供とともに、
R5.3/1～R6.2/28までに町外から転入
※小国町に住む家族と同居する転入を除く
- 本町に3年以上定住する意思がある

すべて条件に
該当する世帯に
5万円を
交付いたします！

移住世帯向け食の支援事業（1ターンのみ）

3

- R5.3/1～R6.2/28までに県外 から本町に転入

単身世帯： つや姫 40 kg

味噌/醤油 2 kg/L

2人以上の世帯： つや姫 60 kg

味噌/醤油 3 kg/L

を支給いたします！



詳細は下記記載の担当にお問い合わせください。



移住・ご結婚された皆様へ

町の 支援金、支援事業 をお知らせします！

※転勤や進学による異動は対象外となります。

結婚新生活支援事業

4

- 町内に住んでいる**39歳**以下かつ夫婦の所得合計が**年500万未満**の世帯
 - R5.3/1~R6.3/31までに**婚姻届**を提出している など
- 家賃(初月代) 敷金 引越代などの費用を
29歳以下の場合 **最大60万円**
39歳以下の場合 **最大30万円** 補助いたします！

R5移住者向けリフォーム支援事業

5

- 平成30年4月1日以降に町外から**小国町**に移住し、**転入届**を提出した世帯
- 一戸建て住宅を賃借している移住者で、**町税の滞納がないこと**
- 3年以上**の期間を有する**賃貸借契約**を締結した住宅
- 工事費が**10万以上**、令和6年**3月31日**まで完了する工事
- 住宅の所有者と申請者**双方の同意**があること

【対象となる工事】

- ・屋根の塗装、外壁の張替・塗装などの外装工事
- ・部屋の新設や間仕切りの変更
- ・壁紙や床の張替などの内装工事
- ・耐震補強・改修工事
- ・窓やガラスの取付けや交換、室内の建具等の交換
- ・外壁、屋根、天井の断熱化工事 など

空き家の利活用の促進、
継続的移住を支援します！

詳細は下記記載の担当にお問い合わせください。

小国町役場 総務企画課 協働のまちづくり担当
TEL：0238-62-2264 FAX：0238-62-5464
Mail：seisaku@town.oguni.yamagata.jp

小国町公式
ホームページ



令和5年度小国町創農チャレンジ応援事業給付金交付要綱

第1 趣旨

小国町では、集落機能の後退、耕作放棄地の拡大、鳥獣被害の増大といった大きな課題がある。

これらの課題解決には、担い手の確保とともに、複合経営や、6次産業化へのチャレンジなど、新たな地域農業の経営モデルを確立していくことが求められている。

下記に示す基本方針に基づき、新規就農を行い、地域農業の担い手として、農地を保全管理し、持続的な農業経営を確立しようとチャレンジする者に対し、小国町創農チャレンジ応援事業給付金（以下「給付金」という。）を給付することにより、就農意欲の喚起と安定就農に向けた準備期間（独立経営や国の青年就農給付金制度への移行等）の支援により地域農業の担い手の定着を図ることを目的に交付するものである。

（基本方針）

1 中山間地域における農地保全と担い手不足への対策

小国町は、中山間地域であり、稲作経営にあっては、収量も低く、作業効率も悪い条件不利地域と言える。こうした地域において農業の担い手を確保、育成するためには、地域を知り、地域で育ち、愛着をもって地域に居住する農業者を守り、持続させていくことが重要であり、また、こうした人材の確保が、地域の農地を保全管理していくことに直結するものである。

このため、以下に示す基本方針のもと、地域に根差す新規就農者を支援するものとする。

- （1）親元就農であっても、親子ともに地域農業の担い手として確保・育成していくこと。
- （2）夫婦就農であっても、夫婦ともに地域農業の担い手として確保・育成していくこと。
- （3）他地域からの参入者については、地域ぐるみで地域農業の担い手として確保・育成していくこと。
- （4）国の青年就農給付金制度の対象とならない年齢（45歳以上）であっても、地域農業の担い手として確保・育成していくこと。
- （5）将来の農業経営に向け、研修を希望する新規就農者であっても、将来の地域農業の担い手として確保・育成していくこと。

2 中山間地域、豪雪地帯における複合経営と就農スタイルの確保

小国町は、中山間地域特有の条件不利地であり、かつ豪雪地帯である。こうした条件から、稲作プラスアルファの複合経営が求められており、山菜やきのこ、雑穀やソバ、畜産、野菜等、様々な可能性のある分野にチャレンジしていくことが必要である。

また、小国町では、冬期間の農作業が極めて限定的であり、その期間に農業以外の仕事に従事し収入を確保することも、地域農業を持続させるためには欠かせない経営スタイルの一つであると言える。

これらのことから、以下に示す基本方針のもと、新たな作物へのチャレンジや新たな農業経営スタイルを模索する新規就農者も支援するものとする。

- (1) 稲作以外の営農にチャレンジする新規就農者を確保・育成していくこと。
- (2) 冬季間等の副業等を確保しながら就農しようとする新規就農者を確保・育成していくこと。

第2 給付要件等

- 1 町は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で給付金を給付する。
 - (1) 農業経営者となることについての強い意欲を有し、継続して就農が見込まれる者であること。
 - (2) 創農チャレンジ就農者サポーター（就農する地域の認定農業者）から、期間中、助言・指導が得られること。
 - (3) 給付対象者の年齢を以下のように定め、創農チャレンジ計画書が提出された年度に属する年齢の者に支援するものである。
 - ア 18歳以上50歳未満の農業次世代人材投資事業で採択されることが困難な青年就農者
 - イ 50歳以上65歳未満の農業次世代人材投資事業に該当しない中高年就農者
 - (4) 将来的に以下に掲げる農業経営の予定があること。
 - ア 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有すること。
 - イ 主要な農業機械・施設を給付対象者が所有又は借りうけること。
 - ウ 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引を行うこと。
 - エ 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - オ 農業経営に関する主宰権を有すること。
 - (5) 農業経営を開始した者にあつては、経営開始から1年未満の者であること。
 - (6) 農業研修を受ける者は、研修受入者との間に研修契約を締結していること。
 - (7) 農業生産等の従事日数が年間120日以上であること。
 - (8) 第3の1に掲げる実現可能な創農チャレンジ計画を添付すること。
 - (9) 上記(1)～(6)に関わらず町長が特に必要と認めるもの。
- 2 給付金額及び給付期間（就農準備期間）
 - (1) 給付金の額は、1人あたり年間120万円とする。また、給付期間は原則1年間とする。

ただし、創農チャレンジ計画書又は就農状況報告書の提出後、創農チャレンジ認定審査会を開催し計画書の承認、若しくは町が取組方針として掲げる主要振興作物を栽培する営農類型に合致する場合で必要があれば、もう1年継続の妥当性を判断することとする。
- 3 次に掲げる事項に該当する場合は、町は給付金の給付を停止する。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として町が認めた場合はこの限りではない。
 - (1) 要綱第2に掲げるそれぞれの要件を満たさなくなった場合。
 - (2) 創農チャレンジ事業を中止又は休止した場合。
 - (3) 第3の7の(1)の報告を行わなかった場合。
 - (4) 第4の4の就農状況の確認等により、適切な農業経営（又は研修）を行っていないと町が判断した場合。

4 次に掲げる要件に該当する場合は給付対象者は給付金を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 3の(1)から(4)に掲げる要件に該当した時点が既に給付した給付金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分(当該事項に該当した月を含む。)に10万円を乗じた給付金を返還する。

(2) 虚偽の申請等を行った場合は給付金の全額を返還する。

第3 給付対象者等の手続

1 創農チャレンジ計画の承認申請

給付金の給付を受けようとする者は、創農チャレンジ計画(様式第1号)を作成し、準備期間中、就農者が計画達成できるよう適切な指導・助言を行う創農チャレンジ就農者サポーター(地域における認定農業者)とともに、町に承認申請する。

2 創農チャレンジの変更申請

1の承認を受けた者は、創農チャレンジを変更する場合は、計画の変更を申請する(追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。)

3 給付申請

1の承認を受けた者は、給付申請書(様式第2号)を作成し、町に給付金の給付を申請する。給付の申請は半年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する給付金の対象期間の最初の日から1ヶ月以内に行うものとする。

4 変更給付申請

3の申請を行った者が、2の計画の変更に伴い、給付申請の内容に変更が生じる場合は、変更を申請する。

5 給付の中止

給付金の給付を受けた者(以下「給付金受給者」という。)は、給付金の受給を中止する場合は町に中止届(様式第3号)を提出する。

6 給付の休止

(1) 給付金受給者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は町に休止届(様式第4号)を提出する。

(2) (1)の休止届を提出した給付金受給者が就農を再開する場合は就農再開届(様式第5号)を提出する。

7 創農チャレンジ就農状況報告等

(1) 創農チャレンジ就農状況報告

給付金受給者及び創農チャレンジ就農者サポーターは、給付期間から6ヶ月経過した翌月末及び給付期間が終了した翌月末までに、その直前の半年間の創農チャレンジ就農状況報告(様式第6号)を町に提出する。

(2) 住所変更報告

給付金受給者は、給付期間内、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(様式第7号)を町に提出する。

8 返還免除

給付金受給者は、第2の4の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書(様式第8号)を町に申請する。

第4 町の手続等

1 創農チャレンジ計画の承認

町は、給付金の給付を受けようとする者から創農チャレンジ計画の申請があった場合には、計画の内容について審査する。

審査の結果、第2の要件を満たし、給付金を給付して就農の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で創農チャレンジ計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、必要に応じて、関係者で面接等を行うとともに、必要な書類等を追加で求めることができるものとする。

2 創農チャレンジ計画の変更の承認

町は、計画の変更申請があった場合は、1の手続に準じて、承認する。

3 給付金の給付

給付金の給付申請を受けた町は、申請の内容が適当であると認めた場合は予算の範囲内で給付金を給付する。給付金の給付は半年分を単位として行うことを基本とし、速やかに給付金の給付を行うものとし、創農チャレンジ計画承認時に60万円、創農チャレンジ就農状況報告確認時に残りの60万円とする。

4 創農チャレンジ就農状況の確認

創農チャレンジ就農状況報告を受けた町は、給付金を給付している期間、創農チャレンジ計画に即して計画的な就農ができているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、適切な指導を行う。確認は、以下の方法により行う。

(1) 給付金受給者への面談

- ア 創農チャレンジ計画達成に向けた取組状況
- イ 就農日数が年間120日に達する見込みがあるか

(2) 圃場等の現地確認

- ア 耕作すべき農地等が遊休化されていないか
- イ 農作物等を適切に生産しているか
- ウ 研修実施者にあっては、研修を受けているか

(3) 書類確認

- ア 作業日誌
- イ 帳簿等
- ウ その他町長が必要と認める書類

5 給付の中止

町は、給付金受給者から中止届の提出があった場合、又は第2の3の(1)、(2)、(3)、(4)いずれかに該当する場合は、給付金の給付を中止する。

6 給付の休止

- (1) 町は、給付金受給者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、給付金の給付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は給付金の給付を中止する。
- (2) 町は、給付金受給者から就農再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、給付金の給付を再開する。

7 給付金の返還

- (1) 第2の4該当した場合、町は、給付金受給者に給付金の返還を命ずる。
- (2) 町は、給付金受給者から提出された返還免除申請書の申請内容が妥当と認められる場合は給付金の返還を免除することができる。

第5 その他

- 1 町は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、給付対象者及び創農チャレンジ就農者サポーターに対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行うことができる。
- 2 町は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない給付金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表することができる。
- 3 本事業の実施に際して得る個人情報については、小国町個人情報保護条例により適切に取り扱うこととする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。